# 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

**手数料等の諸経費について**

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

**クーリング・オフの適用について**

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## 1．当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2．当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## ３．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）
本手数料率は、ＩＦＡが媒介する取引の場合に適用されます。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例 3）金額指定で購入する場合（[ ]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

## ４．当社の概要

| | |
|---|---|
| ・商号等 | マネックス証券株式会社<br>金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号 |
| ・本店所在地 | 〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 |
| ・設立 | 1999 年５月 |
| ・資本金 | 13,195,101,821 円※ |
| ・主な事業 | 金融商品取引業 |
| ・加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、<br>一般社団法人 金融先物取引業協会、<br>一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、<br>一般社団法人 日本投資顧問業協会 |
| ・指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター |
| ・連絡先 | ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。<br>お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料）<br>03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）<br>ログイン ID と暗証番号をご用意ください。<br>当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。 |

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

**当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口**

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
　　： 携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： ８時 00 分～17 時 00 分（平日）

**金融 ADR 制度のご案内**

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
　　FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2024 年３月）

KTM_TOUSHIN_2.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

# 申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

**例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合**

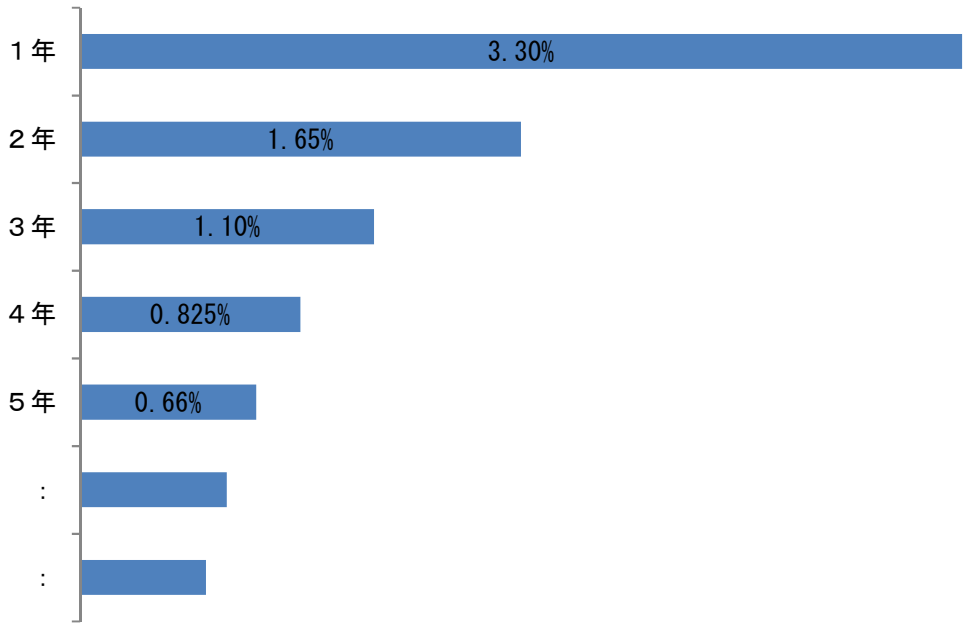


※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

# HSBC 中国クオリティ株式オープン

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日　2024年4月17日

追加型投信／海外／株式

・本書（本投資信託説明書（交付目論見書））は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
・以下の委託会社の＜照会先＞ホームページにて販売会社（当ファンドの購入の申込取扱場所、本書の提供場所）などの詳細情報をご確認いただけます。
※投資信託説明書（請求目論見書）は、＜照会先＞ホームページにて閲覧・入手（ダウンロード）が可能です。
※本書には当ファンドの約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されています。

- 本書により行う「ＨＳＢＣ 中国クオリティ株式オープン」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月16日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2024年4月17日に生じています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）を請求された場合には、その旨をご自身で記録していただきますようお願い申し上げます。
- 当ファンドの商品内容について重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドを購入された投資者（受益者）に対して事前に書面にて変更内容をお知らせし、ご意向を確認させていただきます。
- 投資信託（ファンド）の信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- 本書は、当ファンドを購入される投資者に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項を記載しています。ご購入の際には、本書の内容を十分にお読みいただきますようお願い申し上げます。

## 商品分類および属性区分表

| 商品分類 | | |
|---|---|---|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
| 追加型 | 海外 | 株式 |

| 属性区分 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| その他資産（投資信託証券（株式）） | 年1回 | アジア | ファミリーファンド | なし |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
商品分類および属性区分の定義は、当ファンドに該当するものについてのみを記載しています。詳細につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https：//www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

**委託会社**（ファンドの運用の指図を行う者です。）

ＨＳＢＣアセットマネジメント株式会社：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第308号

設立年月日：1985年5月27日
資本金（本書作成時現在）：495百万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額（2024年1月末現在）：793,360百万円
＜照会先＞ 電話番号：03-3548-5690（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ：www.assetmanagement.hsbc.co.jp

**受託会社**（ファンドの信託財産の保管および管理を行う者です。）

三井住友信託銀行株式会社

HSBC Asset Management

# 1 ファンドの目的・特色

**信託終了（繰上償還）（予定）に関するお知らせ**

当ファンドにおきましては、2024年7月19日をもって信託終了（繰上償還）することを予定しております。
2024年4月17日以降に当ファンドの購入をお申込みいただいた受益者は、当該繰上償還にかかる書面による議決権の行使を行うことができません。詳細につきましては、10ページに記載の<追加的記載事項>をご覧ください。

## ファンドの目的

**「ＨＳＢＣ 中国クオリティ株式マザーファンド」*1への投資を通じて、主に中華人民共和国（含む香港特別行政区）*2の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。**

＊1 以下、「マザーファンド」といいます。　＊2 以下、「中国」といいます。

## ファンドの特色

### 1. 中国の株式等に投資します。

▶ マザーファンドへの投資を通じて、以下の株式等に投資します。

－中国の証券取引所に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式

－上記企業のADR（米国預託証書）やGDR（グローバル預託証書）　等

※預託証書とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。

▶ 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。

▶ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### 2. 主として、香港市場に上場する株式から、クオリティの高い株式（“クオリティ”株式）を厳選し、ポートフォリオを構築します。

▶ “クオリティ”株式とは、高配当もしくは企業予想収益の安定性が期待される銘柄群をいいます。

▶ “クオリティ”株式は、以下の様な特徴を持っています。

| | |
|---|---|
| 市場支配力 | 高い自己資本比率、潤沢な手元流動性 |
| 安定的に向上している収益率 | 持続的な高水準の配当への期待 |

▶ 各銘柄への資産配分は、概ね等金額投資となることを目指します。

※上海・香港両取引所間および深セン・香港両取引所間の株式売買注文相互取次制度を通じて、中国Ａ株に投資する場合があります。この制度は比較的新しい制度であり、規制や決済、売買慣行等が必ずしも安定していないため、今後規制等の大幅な変更により影響を受け、その結果、当ファンドが不利益を被る可能性があります。

## 3. HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドが運用を行います。

▶ 運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

▶ 投資プロセス

＊市場動向等により、スクリーニングのファクターやユニバースの銘柄数、組入銘柄数等を変更する場合があります。

▶ HSBCアセットマネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

## ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。

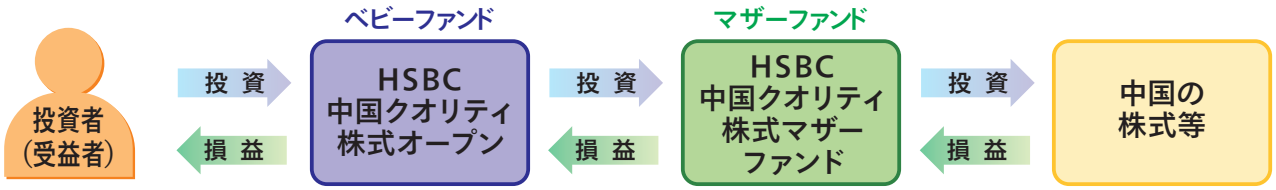


(注) 損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

## 主な投資制限

| | |
|---|---|
| 株式への投資 | 株式への実質投資割合には制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |

## 分配方針

年1回の決算時（毎年1月17日、休業日の場合は翌営業日）に、以下の方針に基づき、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。取扱いコースの有無および各コースの名称は販売会社により異なります。
「一般コース」の分配金は、税引後、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社で支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」の分配金は、税引後、決算日の基準価額で、無手数料で再投資されます。

**<分配金に関する留意点>**

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

**市況動向やファンドの資金動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。**

### ≪HSBCグループおよびHSBCアセットマネジメント≫

- HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国・ロンドンに本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア・太平洋、南北アメリカ、中東、北アフリカにまたがる62の国と地域でお客さまにサービスを提供し、その歴史は1865年の創業に遡る世界有数の金融グループです。
- 委託会社が属するHSBCアセットマネジメントは、個人・事業法人・機関投資家に投資ソリューションを提供する、HSBCグループにおける資産運用部門の総称です。HSBCアセットマネジメントは23の国と地域に拠点を持ち、それぞれのマーケットを深く理解している国際的なネットワークを活かして、お客さまにグローバルな投資機会を提供しています。

上記は本書作成時現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（HSBCアセットマネジメント株式会社は社内規程に基づき、クラスター爆弾または対人地雷の使用、開発、製造、備蓄、輸送または貿易に直接関与する企業への投資は行いません。）

# 2 投資リスク

**投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

## 基準価額の変動要因

〈主な変動要因〉

| | |
|---|---|
| 株価変動リスク | 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。 |
| 信用リスク | 株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる可能性があります。債券等への投資を行う場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。 |
| 為替変動リスク | 外貨建資産の円換算価値は、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。 |
| 流動性リスク | 急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。 |
| カントリーリスク | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引等に関する規制や税制の変更、新たな規制が設けられた場合には、基準価額が影響を受けることや投資方針に沿った運用が困難になることがあります。<br>新興国市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さいことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。 |

**基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。**

## その他の留意点

- 当ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(**クーリング・オフ**)の適用はありません。
- 当ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入の投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
  これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## リスクの管理体制

- 運用リスクの管理は、運用部門、コンプライアンス部門、投資ガイドライン・モニタリング・チーム、運用から独立したリスク管理部門による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会(運用拠点により呼称が変わることがあります。)において報告・審議され、組織的な対応が行われています。

  運用リスクの管理については、ＨＳＢＣアセットマネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書作成時現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

- 流動性リスクの管理については、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## 〈参考情報〉

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

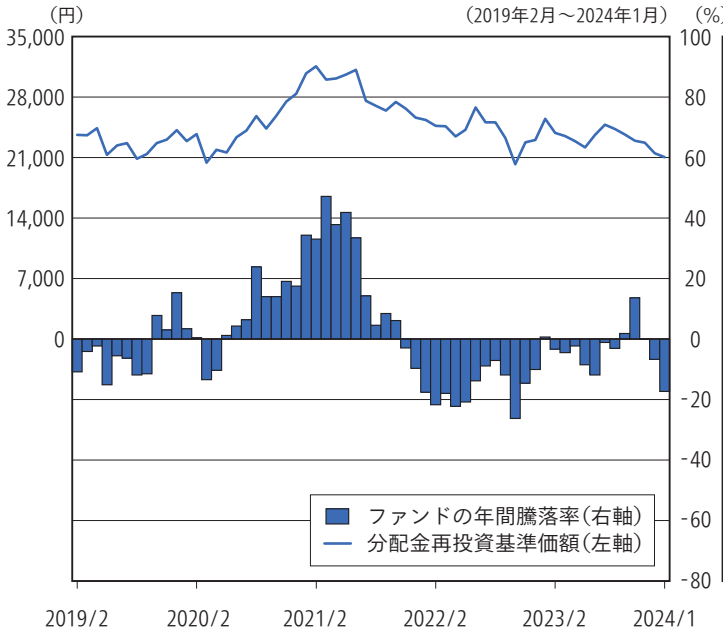


（注）分配金再投資基準価額は、税引き前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
年間騰落率は、各月末の分配金再投資基準価額の値を当該月の1年前の値と比較して計算した騰落率（%）であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
分配金再投資基準価額および年間騰落率はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

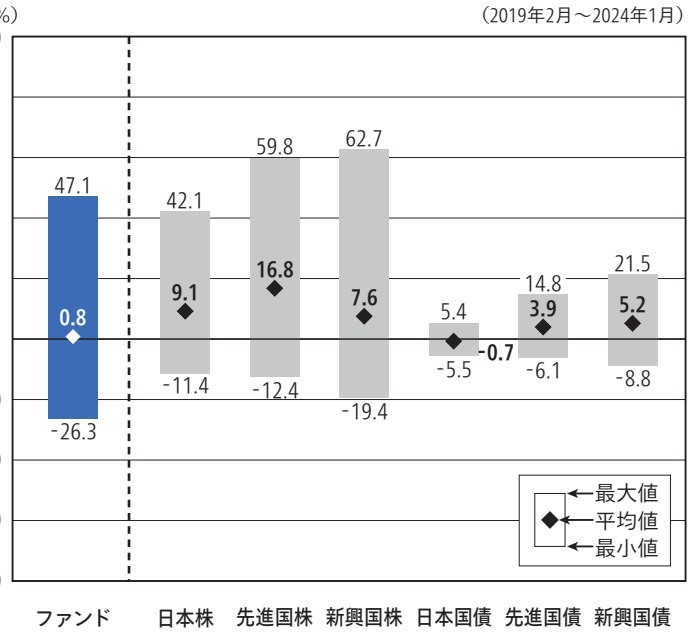


（注）グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、定量的に比較できるよう作成したものです。なお、代表的な資産クラスのすべてがファンドの投資対象になるとは限りません。ファンドについては分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について〉

各資産クラスの指数
日　本　株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
○MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
○MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
○NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

# 3 運用実績

**(2024年1月末現在)基準価額:13,637円／純資産総額:5.27億円**

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ① 基準価額・純資産総額の推移

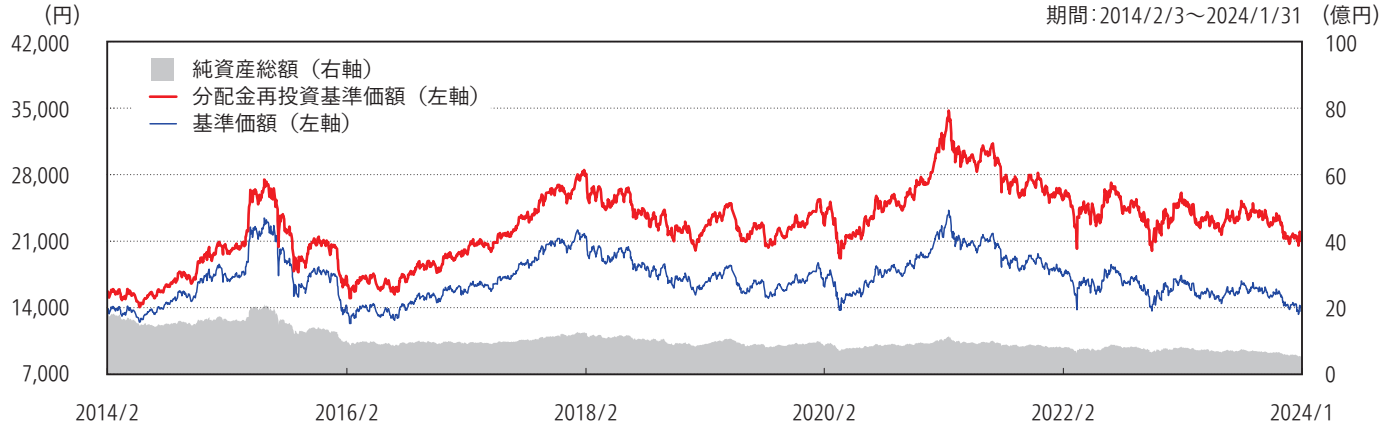


注:基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万口当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

## ② 分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|---|---|
| 第15期(2024年1月) | 400円 |
| 第14期(2023年1月) | 400円 |
| 第13期(2022年1月) | 400円 |
| 第12期(2021年1月) | 500円 |
| 第11期(2020年1月) | 600円 |
| 設定来累計 | 7,000円 |

注:分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

## ③ 主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

| 順位 | 銘柄名 | 業種 | 比率 |
|---|---|---|---|
| 1 | アリババ・グループ・ホールディング(ALIBABA GROUP HOLDING) | ソフトウェア・サービス | 4.5% |
| 2 | 中国電信(CHINA TELECOM) | 電気通信サービス | 4.4% |
| 3 | 中国建設銀行(CHINA CONSTRUCTION BANK) | 銀行 | 4.4% |
| 4 | 中国海洋石油(CNOOC Ltd) | エネルギー | 4.4% |
| 5 | 中国農業銀行(AGRICULTURAL BANK OF CHINA) | 銀行 | 4.4% |
| 6 | 中国移動(CHINA MOBILE) | 電気通信サービス | 4.4% |
| 7 | 騰訊控股(TENCENT) | ソフトウェア・サービス | 4.4% |
| 8 | 網易(NETEASE) | ソフトウェア・サービス | 4.3% |
| 9 | 新東方教育科技集団(NEW ORIENTAL EDUCATION & TECHNOLOGY GROUP) | 消費者サービス | 4.2% |
| 10 | 貴州茅台酒(KWEICHOW MOUTAI) | 食品・飲料・タバコ | 4.1% |
| 組入銘柄数 | | | 41 |

・銘柄名は、報道等の表記を参考に委託会社が翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。

### 業種別組入比率

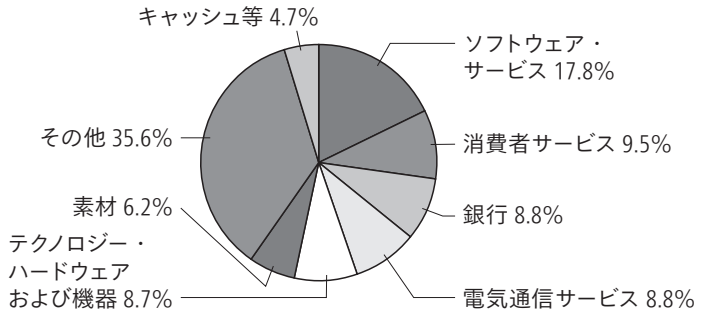


・上記データは各銘柄のADR、GDR等を含めて表示しています。
・表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.09%です。

## ④ 年間収益率の推移

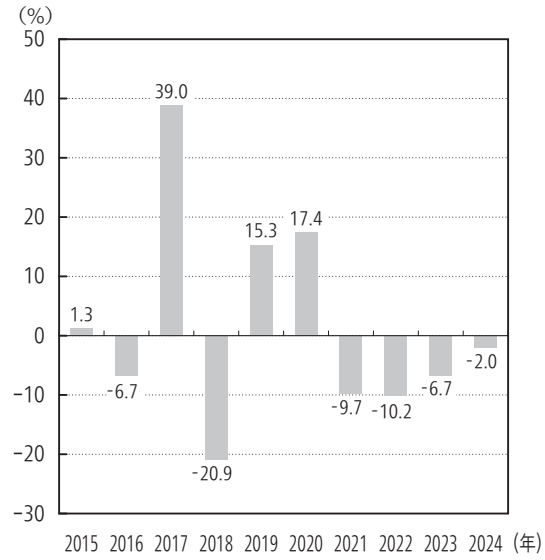


・当ファンドはベンチマークを設けていません。
・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
・2024年は年初から1月末までの騰落率です。

ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

# 4 手続・手数料等

## お申込みメモ

| | |
|---|---|
| **購入単位** | 販売会社が個別に定める単位とします。 |
| **購入価額** | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| **購入代金** | 購入代金は、販売会社が個別に定める期日までに、販売会社に支払うものとします。<br>*購入代金とは、購入金額（購入価額×購入口数）に購入時手数料（税込）を加えた金額です。 |
| **換金単位** | 販売会社が個別に定める単位とします。 |
| **換金価額** | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 |
| **換金代金** | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社でお支払いします。 |
| **申込締切時間** | 原則として午後3時までとします。 |
| **購入の申込期間** | 2024年4月17日から2024年10月15日まで<br>（当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。ただし、繰上償還の手続きを経て信託を終了することとなった場合、当該申込期間は2024年5月23日までとします。） |
| **換金制限** | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| **申込受付不可日** | 日本国内の営業日であっても、香港の証券取引所の休場日に該当する場合には、購入および換金の申込受付は行いません。 |
| **購入・換金の申込受付の中止および取消し** | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金の申込受付の中止および取消しを行う場合があります。 |
| **信託期間** | 無期限（信託設定日：2009年4月20日）<br>※繰上償還の手続きを経て信託を終了することとなった場合、信託期間は2024年7月19日までとなります。 |
| **繰上償還** | ファンドの残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させる場合があります。 |
| **決算日** | 毎年1月17日（休業日の場合は翌営業日） |
| **収益分配** | 年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。分配金の受取方法により、分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。 |
| **信託金の限度額** | 5,000億円 |
| **公告** | 原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（www.assetmanagement.hsbc.co.jp）に掲載します。 |
| **運用報告書** | 交付運用報告書は、決算時および償還時に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。 |
| **課税関係** | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 |
| **その他** | 基準価額（1万口当たり）は、翌日の日本経済新聞朝刊に「中国クオ株」の略称で掲載されます。 |

## ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

| 投資者が直接的に負担する費用 | | |
|---|---|---|
| 購入時手数料 | 購入時にご負担いただきます。<br>購入金額に、**3.30%（税抜 3.00%）**を上限として、販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。 | 商品内容の説明ならびに購入手続き等にかかる費用 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.50%**の率を乗じて得た額（換金時） | 換金される投資者に換金で生じるコストを一部負担していただくものです。 |

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | |
|---|---|---|
| 運用管理費用（信託報酬） | **年1.958%（税抜年1.78%）** | ファンドの日々の純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。 |
| （委託会社） | 税抜年1.00% | ファンドの運用等の対価<br>（運用委託先への報酬が含まれます。） |
| （販売会社） | 税抜年0.70% | 分配金・換金代金の支払い、運用報告書等の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| （受託会社） | 税抜年0.08% | 運用財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |
| その他費用・手数料 | ファンドの保有期間中、その都度ファンドから支払われます。<br>・有価証券売買委託手数料／保管銀行等に支払う外貨建資産の保管費用／信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用等<br>・振替制度にかかる費用／印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出にかかる費用／監査法人等に支払う監査報酬等<br>〔純資産総額に対し上限年0.20%として日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。〕<br>※その他費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率等を記載することができません。 | |

ファンドの費用の総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

〈税金〉

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時　期 | 項　目 | 税　金 |
|---|---|---|
| 分配時 | 所得税、復興特別所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315% |
| 換金（解約）時および償還時 | 所得税、復興特別所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
・法人の場合は、上記とは異なります。
・上記は、2024年1月末現在のものです。
・税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ＜追加的記載事項＞信託終了（繰上償還）の予定について

当ファンドにおきましては、以下の要領にて信託終了（繰上償還）を予定しております。当ファンドのご購入に際しましては、以下の点に十分ご留意ください。

**1. 繰上償還の理由**

当ファンドは2009年4月20日の設定以来、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として、主として中華人民共和国（含む香港特別行政区）の証券取引所に上場されている株式に投資して運用を行ってまいりました。しかしながら、受益権口数が投資信託約款の繰上償還条項（第49条第1項）に定める10億口を下回っており、運用の基本方針に則って運用することが困難な資産規模が継続しております。今後も受益権口数の増加は見込みにくく、弊社といたしましては、運用を継続するよりも繰上償還することが受益者の皆様の利益に資すると判断いたしました。

**2. 繰上償還の手続きおよび日程**

| | |
|---|---|
| 書面決議の対象受益者の確定日 | ：2024年4月18日 |
| 書面による議決権行使期限 | ：2024年4月18日から2024年5月16日まで |
| 書面決議の日（繰上償還可否決定日） | ：2024年5月17日 |
| 繰上償還（信託終了）日（予定） | ：2024年7月19日 |

この書面による決議は、2024年4月18日時点の受益者を対象とし、議決権を有する受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。なお、本決議が否決された場合には、繰上償還を行いません。

※2024年4月17日以降に当ファンドの購入をお申込みいただいた場合には、繰上償還にかかる書面による議決権の行使を行うことはできません。